

摩耶山上の再整備に向けた基本方針策定及び公募要領作成に係る支援等業務
実施要領（公募型プロポーザル）

2019年（平成31年）2月
神戸市

本実施要領は、摩耶山上の再整備に向けた基本方針策定及び公募要領作成に係る支援等業務（以下、「本業務」という。）の委託事業者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定める。

1 案件名

摩耶山上の再整備に向けた基本方針策定及び公募要領作成に係る支援等業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 趣旨

本市では、神戸観光の重要な資源であり、大都市近郊にありながら豊かな自然が保全されている六甲山について、その魅力を維持しつつ活用しさらなる賑わいを創出するなど、その潜在的価値を活かす取り組みを進めてきた。

2017（平成 29 年）年からは、遊休化が進む六甲山上の企業保養所や利便施設等の新たな利活用を図り、山上の賑わいを取り戻すため、遊休施設等を利活用した「賑わい創出事業」により遊休施設等の改修・建替え費用を支援しているほか、新神戸駅からのアクセスが良く外国人観光客が増加している布引の滝から再度公園までをモデルコースとし、案内板や道標の多言語化などに取り組んできた。

さらに、2018（平成 30）年 3 月には、地元住民や民間事業者、学識経験者に国、県、市が加わった「六甲山再生委員会」を設置し、より市民に愛され、親しまれるとともに、国内外から多くの観光客が訪れる六甲山を目指す、「六甲山グランドデザイン」の策定を進めるなど、関係各所と協調しながら六甲山の活性化に向けた様々な事業を推進している。

(2) 目的

本業務は、2018（平成 30）年度末に策定する「六甲山グランドデザイン」の実現に向けた取組を推進するため、六甲山グランドデザインや六甲山来訪者に関するマーケティング調査及びその他の過年度調査の結果等を踏まえて、大都市近郊の「都市山」として市民に愛され、多くの観光客を受け入れることで発展してきた六甲山の現状を洗い出し、国内外の国立公園や山上空間の活用事例を調査・研究し、六甲山全体の活性化実現に必要な機能（施設）の適切な配置等について整理・検討を行うものである。

また、それを踏まえ、2020（平成 32）年度末にPFI事業期間の満了を迎える国民宿舎神戸摩耶ロッジ(ホテル・ド・摩耶)が担ってきた宿泊機能を維持・発展させ、豊かな自然環境と日本有数の眺望を有する摩耶山の更なる魅力の向上と観光消費額拡大のため、摩耶山掬星台を含む摩耶山上エリアにおいて、民間事業者が整備する事業方式を基本とした事業者募集に必要な要件整理、再整備に関する摩耶山活性化の基本方針の検討、民間事業者の再整備事業への参画意向調査等を行い、摩耶山上エリアの再整備事業者公募に当たっての募集要項案の作成等に関する支援業務を委託するものである。

また、六甲山・摩耶山における重要な観光コンテンツである神戸市立六甲山牧場についても、

新たな魅力創出により観光誘客を図るため、六甲山・摩耶山全体の活性化に必要とさせる機能のうち、六甲山牧場と親和性の高い機能（施設）の整備に向けた検討を行う。

(3) 契約期間

契約締結日から2020年（平成32）3月31日まで

(4) 事業規模（契約上限額）

金20,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

(5) 履行場所

神戸市役所経済観光局観光MICE部観光企画課

(6) 業務内容（別紙「仕様書」のとおり）

本業務は、「国内外の国立公園や山上施設の活用事例の調査・検証業務」（以下、「業務その1」という。）、「摩耶山上エリア再整備基本方針の策定及び事業者公募等支援業務」（以下、「業務その2」という。）及び「六甲山牧場の新たな魅力創出による観光誘客に向けた機能整備検討業務」（以下、「業務その3」）から構成される。

① 業務その1の概要

i 業務名

国内外の国立公園や山上施設の活用事例の調査・検証業務

ii 業務期間

契約締結日から2020（平成32）年3月31日まで

② 業務その2の概要

i 業務名

摩耶山上エリア再整備基本方針の策定及び事業者公募等支援業務

ii 業務期間

契約締結日から2019（平成31）年11月30日まで

③ 業務その3の概要

i 業務名

六甲山牧場の新たな魅力創出による観光誘客に向けた機能整備検討業務

ii 業務期間

契約締結日から2020（平成32）年3月31日まで

【業務所管課】

（業務その1及びその2）神戸市経済観光局観光MICE部観光企画課

（業務その3）神戸市経済観光局農政部農水産課

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

全ての業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

- ① 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- ② 本契約に係る平成 31 年度神戸市一般会計予算が成立しない場合は、契約は締結しないことがある。

4 参加資格

プロポーザルの参加資格は、次の①から⑫までの条件を全て満たすこととする。ただし、複数の事業者（個人を含む）で構成されるグループ（以下、「共同事業体」という。）として本業務に参加しようとする場合は、代表事業者を選定の上、次のアからウまでの条件を満たすこととする。

なお、プロポーザルを経て本業務の受託者として選定され、業務いただく契約を締結した後は、委託契約約款に基づくこととする。

ア 代表事業者は、次の①から⑪までの条件を満たすこと

イ 代表事業者以外の事業者は、次の②から⑪までの条件を満たすこと

ウ 共同事業体を構成するいずれかの事業者が、⑫の条件を満たすこと

- ① 「平成30・31年神戸市競争入札参加資格」を有すること。なお、資格を有していない者は、参加申込兼資格審査申請書（様式1）を提出する日までに契約監理課へ申し出、手続きを開始すること。
- ② 代表者及び役員に破産者又は禁固刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者でないこと。
- ④ 本市が賦課徴収する全ての税並びに消費税及び地方消費税について未納の無い者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員として又は実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。

- ⑥ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 号の 4 の規程により、神戸市から一般競争入札の参加資格を取り消されている団体でないこと。
- ⑦ 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の措置を受けている団体でないこと。
- ⑧ 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- ⑨ 本市における請負及び委託契約業務において、契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- ⑩ 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- ⑪ マーケティング調査・分析による再整備基本方針の策定、再整備事業者に対するサウンディング（事業公募前に行政側が仮決めした諸条件を民間事業者に提示し、民間事業者から行政に対して自由にアイデア提案を行い、その実現に必要な条件を提示することで、行政側の提示条件とのすりあわせを行うもの）を行うために、専門的な知見と経験、民間事業者とのネットワークを有していること。
- ⑫ 同種業務の実績を有すること。

5 スケジュール

内容	日程
実施要領の配布	2019（平成 31）年 2 月 15 日（金）から 3 月 8 日（金）午後 5 時まで
質問書の受付	2019（平成 31）年 2 月 28 日（木）午後 5 時まで
質問に対する回答	2019（平成 31）年 3 月 6 日（水）予定
参加申請関係書類の提出期限	2019（平成 31）年 3 月 8 日（金）午後 5 時まで
参加資格決定の通知	2019（平成 31）年 3 月 12 日（火）頃
企画提案書等の提出期限	2019（平成 31）年 4 月 1 日（月）正午まで
選定審査会（ヒアリング）	2019（平成 31）年 4 月 4 日（木）予定
選定結果の通知	2019（平成 31）年 4 月 5 日（金）予定
業務委託契約の締結	2019（平成 31）年 4 月 上旬予定

6 プロポーザルの手続き・提出書類等

（1）実施要領の配布

① 配付期間

2019（平成 31）年 2 月 15 日（金）～ 3 月 8 日（金）午後 5 時まで

② 配布方法

神戸市ホームページからダウンロードする。

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/industry/rokkomaya/index.html>

(2) 質問書の受付及び回答

① 受付

本実施要領その他プロポーザルに関する質問は、2019（平成31）年2月28日（木）午後5時までに質問書（様式4）を電子メールにて下記提出先まで提出すること。

なお、質問がない場合は、質問書を提出しなくてもよい。

【提出先】神戸市経済観光局観光 MICE 部観光企画課

e-mail : kobe_tourism_03@office.city.kobe.lg.jp

② 回答

回答は実施要領及び仕様書の追補とみなし、質問内容及び回答を一覧にして、2019（平成31）年3月6日（水）を目途に、質問書を提出したもの全員に対して電子メールにて送付するとともに、神戸市ホームページにも掲載する予定である。なお、質問した事業者名は公表しない。

また、質問がなかった場合は、その旨を神戸市ホームページに掲載するものとする。

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/industry/rokkomaya/index.html>

(3) 参加申込書類の提出

① 参加申込みの条件について

「4. 参加資格」に記載の条件を全て満たすことを参加申込みの条件とする。

② 参加申込書類の提出

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、2019（平成31）年3月8日（金）午後5時までに、下記「③ 提出書類」に記載の書類を不足なく、持参又は郵送・宅配により下記まで提出すること。郵送・宅配の場合は、書留等受取記録が残る方法とし、それ以外の方法により郵送・宅配されたものは受け付けない。

※持参する場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条

第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、午前9時～正午、午後1時～午後5時の間に持参すること。

※郵送・宅配する場合は、受付期間内に提出先に書類が不備なく到着すること。不慮の事故による紛失、又は遅配については考慮しない。

【提出先】〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館9階

神戸市経済観光局観光 MICE 部観光企画課

③ 提出書類

- ・参加申込兼資格審査申請書（様式1）
- ・委任状（代表者以外の者が申請する場合のみ）任意様式
- ・会社概要
- ・定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- ・財務状況に関する書類（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書又は収支計算書）
- ・誓約書（様式2）

- ・共同事業体で参加を希望する場合は、共同事業体結成届出書(様式 3)
- ・共同事業体での参加を希望する者は共同事業体協定書の写し(要原本証明) 任意様式

(4) 企画提案書等の提出

参加申込書類を提出した事業者は、2019(平成31)年4月1日(月)正午(必着)までに、次に掲げる書類(以下、「企画提案書等」という。)を持参又は郵送・宅配により下記まで提出すること。郵送・宅配の場合は、書留等受取記録が残る方法とし、それ以外の方法により郵送・宅配されたものは受け付けない。

※持参する場合は、神戸市の休日を守る条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く、午前9時～正午、午後1時～午後5時の間に持参すること。

※郵送・宅配する場合は、受付期間内に提出先に書類が不備なく到着すること。不慮の事故による紛失、又は遅配については考慮しない。

【提出先】〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館9階
神戸市経済観光局観光 MICE 部観光企画課

① 各業務についての企画提案書

提案数 1事業者につき1案

ページ数 i) A4両面印刷

ii) 表紙と目次を除き、ページ番号を付与すること

iii) カラー印刷可

提出部数 正本1部、副本9部

なお、書面とは別に提出書類の電子データを記録した電子媒体

(CD-R/DVD-R)を1部提出すること。電子データはMS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint、AdobePDFのいずれかとし、フォーマットはWindowsOSに対応したものとする。

その他 企画提案書の提出について(様式5)も合わせて提出すること

② 業務その1から3に係る見積書

見積書の様式は任意とする。なお、見積金額は、各業務仕様書及び企画提案の内容を全て実施するために必要な経費とし、消費税及び地方消費税を含む額とする。

③ 著作権等について

提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、本市が募集に関する報告等のために必要な場合には、必要な範囲において提案書等の内容を無償で使用できるものとする。

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

審査項目		審査基準	配点
業務 遂行 能力	執行体制	業務を実施するにあたり、円滑に進められる必要かつ十分な体制であるか。 関係所管課との密な連携体制を図りながら、業務を進めるための体制となっているか。 またサウンディング調査にあたり、民間事業者とのネットワークをもっているか	5
	類似業務実績	業務を遂行する上で必要な知見、専門知識等及び業務実績を有しているか。	5
企画 提案 内容	全般	業務目的及び内容を理解したうえでの企画内容となっているか。また実施スケジュールが無理のないものであるか。	5
		費用積算根拠が妥当であり、各事業への予算配分が適切か。	5
	業務その1	六甲山グランドデザインの実現に向けて、国内外の国立公園や山上空間の活用事例調査について、妥当な調査内容・研究方法か。	10
	業務その2	六甲山グランドデザイン及び業務その1を踏まえ、民間事業者へのサウンディング調査手法、再整備基本方針策定、公募要領作成に関して、適切な要件整理が可能で、公募資料作成や業務提案がなされているか。	45
	業務その3	六甲山牧場の魅力創出に関する「集客機能の向上に関する検討」、「道の駅機能の導入検討」、「民活の導入可能性の調査」、及び「インバウンド誘客も含めた但馬牛観光牧場としての運営手法の検討」の考え方や手法等について、本業務に相応しい提案内容となっているか。また、実行可能性が高いものとなっているか。	25

(2) 選定方法

- ① 本企画提案の審査については、摩耶山上の再整備に向けた基本方針策定及び公募要領作成に係る支援等業務委託事業者選定審査会が行い、その意見を受けて選定する。
 - ② 審査員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
 - ③ プレゼンテーション
時間などの詳細は、改めて参加者に連絡する。
- ・開催日時 2019（平成31）年4月4日（木）予定 ※時間未定

・場所 〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 三宮ビル東館 9 階
神戸市経済観光局観光 MICE 部観光企画課 会議室 予定

・プレゼンテーション方法

時間 : 説明20分、質疑応答20分 予定

説明者 : 契約を締結した場合に本業務を主に担当する方が実施すること

出席者 : 1 事業者 3 名まで

その他 : 追加資料の配布不可

プロジェクター及びスクリーンは使用せず、紙ベースでの説明をすること

④ 委託候補者の決定

・選定方法

審査の結果、評価点が最も高い事業者が 2 者以上あるときは、「くじ」により決定する。（「くじ」の日時及び場所については、別途指示する。）

・選定結果の通知

選定結果は提案者宛に郵送にて通知するとともに、神戸市ホームページにおいて公表する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提案書の全部又は一部を提出しない場合及び提案書の提出枚数が指定の枚数を超過する場合
- ⑤ 提案書の全部又は一部に記載漏れがあり適正な評価ができない場合
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ⑧ 委託事業者選定までの間に、「4. 参加資格」に記載の条件を満たさなくなった場合

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、本市ホームページに掲載する。

8 留意事項

- (1) 手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提案に係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) すべての企画提案書は返却しない。

- (5) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。ただし、委託事業者の選定を行う場合に、必要な範囲において複製することがある。
- (6) 本市が指定する場合を除き、提出期限以降の再提出、追加及び差し替え等は認めない。
- (7) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (8) 審査結果に関する質問は一切回答しない。
- (9) 提出書類に虚偽の記載をしたことにより失格となった者に対して、指名停止を行うことがある。
- (10) 参加表明書を提出するものが1者以下である場合は、再度広告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合においては、必要に応じて当該案件にかかる参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

9 問い合わせ先

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館9階

神戸市経済観光局観光MICE部観光企画課

電話番号 078-322-6381

E-mail : kobe_tourism_03@office.city.kobe.lg.jp